

資料
通知

各 都 道 府 県 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事 殿

文 初 高 第 235 号
平 成 3 年 6 月 7 日

文 部 省 初 等 中 等 教 育 局 長

菱 村 幸 彦

生 涯 学 習 局 長

福 田 昭 昌

教 育 助 成 局 長

菫 谷 利 夫

中 央 教 育 審 議 会 答 申 「 新 し い 時 代
に 対 応 す る 教 育 の 諸 制 度 の 改 革 に
つ い て 」 に つ い て (通 知)

標記答申につきましては、平成三年四月二十五日
付け文政第二四号通知により、既に貴職あてに
送付し、その趣旨の周知方をお願いしたところで
あります。

答申の改革提言のうち、高校教育及び生涯学習
社会への対応に係る内容の概要及びその具体化に
当たって特に留意願うたい点は下記のとおりであ
りますので、貴職におかれましては、所要の施策
の実施に当たり十分な御配慮をお願いします。

なお、文部省としては、答申の改革提言のうち、
その実施に当たって、国において制度改正等を要
するものについては、逐次所要の施策を講じてま
いる方針であります。

各都道府県においては、今回の答申に係る改革
提言の基本的考え方を踏まえ、高校教育改革等を
総合的に推進していくための体制整備をするなど
して、改革提言の具体化に努められるよう積極的
な取組をお願いします。

おつて、各都道府県教育委員会にあつては管下
の各市町村関係機関に対して、また、各都道府県
知事にあつては所管の関係学校法人等に対して、
このことを通知し、趣旨の徹底を図るようお願い
します。

I
高校教育について

1 学校・学科制度について

(答申第II部第一章第一節)

(1) 学科制度の再編成について

学科制度の再編成については、総合的な新学科
の設置、情報、厚生、観光学科などの制度化等の
職業学科の再編成、普通科における職業教育の充
実等が提言されている。

これらの改革提言のうち、総合的な新学科の設
置及び情報、厚生、観光学科などについては、文
部省において順次制度化していく予定であること。
その際、総合的な新学科については、教育課程や
教育条件等に関し、必要な検討を行い、その結果
を踏まえ、所要の制度改正を行う予定であること。

その他の改革提言については、都道府県におい
て、答申の趣旨を踏まえ、積極的にその実現に努
めること。

(2) 新しいタイプの高等学校の奨励について

新しいタイプの高等学校については、従来から各設置者において様々な取組がなされてきたところであるが、答申においても、新しいタイプの高等学校に関するモデル開発やカリキュラム研究、情報の収集・提供、都道府県における諸基準の弾力化等の改革提言がなされている。

この趣旨を踏まえ、文部省においては、モデル開発やカリキュラムの委託研究等を行うとともに、特色ある事例の情報収集・提供などの支援策を講ずる予定であること。

都道府県においても、今後、高等学校の整備・再編を進める際に新しいタイプの高等学校の設置を検討するなど、答申の趣旨を踏まえ、新しいタイプの高等学校の設置について積極的に取り組むこと。

2 教育内容・方法について

(答申第II部第1章第2節)

教育内容・方法の改善については、生徒の選択の幅を拡大する観点から、単位制の活用による選択中心の教育課程の編成、進級・卒業認定や転学許可の弾力化が提言され、また、このことに関連して生徒へのガイダンス・カウンセリングの充実が提言されている。都道府県においては、答申の趣旨を踏まえ、各学校が単位制の趣旨を生かした教育活動を行うよう指導すること。

また、答申においては、全日制課程における学年の区分によらない教育課程の編成・実施、普通高校と職業高校との間の相互履修、専修学校や技能審査の学習成果の単位認定を可能とすることが提言されているが、これらについては、文部省において、必要な検討を行い、その結果も踏まえ、所要の制度改正を行う予定であること。

3 学校・学科間の移動について

(答申第II部第1章第3節)

学校・学科間の移動については、従来からも各設置者において、保護者の転勤に伴う転入学者の受け入れ、海外からの帰国子女の受け入れなどに配慮がなされてきたところであるが、答申においても地域の実情等に応じた一定幅の編入学定員枠の設定、学科移動前の修得単位の認定の弾力化、単位制高校の整備等の改革提言がなされている。各設置者においては、答申の趣旨を踏まえ、生徒の学校・学科間の移動をしやすくするよう努めること。

4 教育上の例外措置について

(答申第II部第1章第4節)

特に能力の伸長の著しい者に対する教育上の例外措置については、数学や物理などの特定分野に関しては、大学レベルの教育研究に触れる機会を与えることが望ましく、その実施方法や関連する方策などについて、専門的な調査研究に着手す

ること、また、数学に関しては、大学入学年齢制限の緩和を、生徒の心身の発達への影響、能力の認定の基準や方法、大学側の受け入れ体制などについての専門的な調査研究を踏まえ、試行的に実施することが提言されている。

この趣旨を踏まえ、文部省においては、専門的な調査研究に着手する予定であること。

5 支援措置について

(答申第II部第1章第5節)

答申においては、その改革の提言を実現するためには様々な支援措置が必要であるとし、国の支援措置として、①教職員定数、施設・設備など教育条件の改善、②調査企画活動の支援、モデル開発、情報提供、③人材の確保と待遇の改善、④について、都道府県の施策として、①特色ある学校づくりの推進、②教職員組織の活性化、③教育委員会の活性化、④について具体的提言がなされている。文部省としては、これらの提言について、今後十分その内容を検討し、実行に移せるものから速やかに対応していくこととしていること。

都道府県においても、その趣旨を踏まえ、各地域や学校の実情に応じ改革の実現に資する適切な施策を講じていくよう努めること。

6 高等学校入学者選抜の改善等について

(答申第II部第2章第3節)

(1) 公立高等学校の入学者選抜の改善について

公立高等学校の入学者選抜については、従来より、その改善について各都道府県において様々な努力がなされてきたところであるが、答申においては、改めて選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化を推進する観点から、種々の改善方策が提言されている。都道府県教育委員会においては、答申の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じ、入学者選抜について引き続き改善に努めること。

なお、答申においては、入学者選抜の改善を図るため、各学校・学科などの特色に応じた選抜方法の工夫、学力検査や調査書の取り扱いの見直しなどの提言がなされているが、これらについては、文部省においても、必要な検討を行う予定であること。

(2) 入学者選抜の在り方に関する定期的協議の場の設定等について

入学者選抜については、国公立を通じた改善の取組が必要であり、答申においては、入学者選抜の在り方に関する関係者の定期的協議の場の設定、入学者選抜に関する調査研究の実施、国私立

中学校の入学試験の改善等の改革提言がなされている。都道府県においては、答申の趣旨を踏まえ、国公立の高等学校及び中学校等の関係者による定期的協議の場の設定や入試に関する組織的、継続的な調査研究の実施などにより、その改善に努めること。

なお、文部省においても、入学者選抜の改善に資するため、全国的な協議や情報交換の場を設けるとともに、各都道府県における改善の状況等について調査研究し、その成果を周知することなどを予定していること。

(3) 入学者選抜に関する情報の提供について

入学者選抜に関する情報を十分に提供することの重要性にかんがみ、答申においては、入学者選抜における合否判定の基準等の明確化及びその周知が提言されている。

都道府県や各高等学校においては、答申の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜についての合否判定の基準等を明確化し、可能なかぎり、生徒、保護者、中学校に知らせるよう努めること。

(4) 進路指導の改善充実について

中学校における進路指導については、従来から生徒の能力・適性等に応じた適切な進路指導が行われるよう様々な努力がなされてきたところであるが、答申においては、改めて、進路指導のより一層の改善充実のため、生徒の評価や進路指導を

できる限り多くの教師の目を通して行うための校内委員会の設置、進路指導に関する市町村教育委員会での相談窓口の設置、高等学校への体験入学の拡大などが提言されている。都道府県等においては、答申の趣旨を踏まえ、進路指導の改善充実について一層の指導に努めること。

(5) 中・高等学校の教育課程について

答申においては、一部の私立学校において、教育課程に関する国の基準を逸脱し、過度に受験準備に偏った教育課程を編成・実施している実態が見られることが指摘され、このような教育課程の行き過ぎについて改善していくことが要請されている。また、公立学校について、その教育がややもすると画一的になりがちであるとの指摘がなされている。このような趣旨を踏まえ、都道府県においては、公立学校の教育課程の編成、実施の現状等について情報交換や研究協議を行う国公立学校の関係者等による恒常的な協議の場を設け、各学校の改善の取組を促すこと。

また、私立学校担当部局においては、私立学校の教育課程について適確に把握するとともに、上記の改善の状況を見極めつつ、私立学校の教育課程に関し適切な指導を行うよう努めること。

なお、6(2)の場合を含め、この協議の場の設定に当たっては、各都道府県の実情等に応じ、既存の国公立高等学校協議会を改組するなどの方法も考えられること。

(以下略)

新潟県公立高等学校普通科の 通学区域の改善について

— 報 告 —

1 はじめに

本検討委員会は、平成9年6月に、県教育長から、「通学区域をめぐる生じている様々な課題に適切に対応し、全県の視野に立って、学校選択の自由と教育の機会均等が図られるよう、21世紀を見通した新潟県公立高等学校普通科の通学区域の在り方について検討する」ことを依頼され、平成10年10月27日には、それまでの検討内容を中間報告（資料7）にまとめ報告した。

中間報告をまとめるに当たっては、生徒、保護者、市町村教育委員会を対象に各種調査や公募により広く県民の意見を聴取したが、中間報告についても、市町村教育委員会、中学校、高等学校から意見を聴取し、これらを踏まえ慎重な検討を重ね、ここに通学区域の改善についての報告をまとめた。

2 通学区域の改善策

(1) 改善の視点について

現状の通学区域の問題点や関係者の意見等を踏まえて、通学区域改善の視点を次のように整理した。

- ① 学校選択幅の拡大を図ること。
- ② 交通事情に配慮すること。
- ③ 生活圏域を踏まえること。
- ④ 受験競争が激化しないよう配慮すること。

以上の視点を踏まえ、通学区域の具体的な改善策と留意点等を以下のようにまとめた。

(2) 通学区域の改善策について

現行の通学区域の課題を解決するために、次のア、イにより通学区域を改善することが望ましい。

ア 通学区域の合併について

学校数が特に少なく、選択幅の狭いいくつかの通学区域については他の通学区域と合併する。

全体として、現在の通学区域の線引きを抜本的に見直し、全県を数通学区域にするなど大幅な変更を求める意見は少ないが、学校選択幅の拡大を望む意見は非常に多い。従って、他に比べて通学区域に含まれる学校数が特に少ない通学区域については、他の通学区域と合併して改善を図る必要がある。なお、合併に際し

ては、単純に学校数だけによるのではなく、地域の希望や生徒の実質的な選択幅の拡大が確保されるかどうかを考慮するとともに、合併によって極端な通学区区とならないよう、また、受験競争が激化しないよう配慮する必要がある。

このような観点から、村上学区と新発田学区及び長岡学区と柏崎学区の合併を行うことが適当である。

イ 隣接学区パーセント条項について

共通区域は廃止し、各通学区域に隣接学区パーセント条項を導入する。

通学区域についての不公平感の主たる原因が共通区域にあることを踏まえるとともに、学校選択幅の拡大や、交通事情、生活圏域の変化に対応する観点から、共通区域は廃止し、全ての通学区域に隣接学区パーセント条項を導入して改善を図ることが適当である。

(注) 隣接学区パーセント条項

生徒に通学区域内の高等学校の他、隣接する通学区域内の高等学校にも志願を認めるが、通学区域ごとに隣接学区から入学を認める制限枠（以下パーセント枠という。）を設け、各高等学校が入学者を選抜する際に、隣接学区からの合格者数を、募集定員にパーセント枠を乗じて得た数以下とするものである。

(7) 隣接学区について

隣接学区は、直接境界を接している通学区域とするが、三条・西蒲学区と魚沼学区については、下田村と守門村及び入広瀬村とは地理的には接しているものの、公共交通機関がなく通学できる実態にはないので隣接学区としない。また、佐渡学区については新潟・阿津航路、寺泊・赤泊航路、直江津・小木航路で結ばれている通学区域を隣接学区とする。

各通学区域の隣接学区は、下表のとおりである。

	通 学 区 域	隣 接 学 区
1	村 上 ・ 新 発 田	新 潟、 新 津 ・ 五 泉
2	新 潟	村 上 ・ 新 発 田、 三 条 ・ 西 蒲、 新 津 ・ 五 泉、 佐 渡
3	三 条 ・ 西 蒲	新 潟、 新 津 ・ 五 泉、 長 岡 ・ 柏 崎
4	新 津 ・ 五 泉	村 上 ・ 新 発 田、 新 潟、 三 条 ・ 西 蒲
5	長 岡 ・ 柏 崎	三 条 ・ 西 蒲、 魚 沼、 上 越、 佐 渡
6	魚 沼	長 岡 ・ 柏 崎、 上 越
7	上 越	長 岡 ・ 柏 崎、 魚 沼、 佐 渡
8	佐 渡	新 潟、 長 岡 ・ 柏 崎、 上 越

(注：通学区域名は通称)

(4) パーセント枠の設定について

隣接学区パーセント条項のパーセント枠の設定に当たっては次の点に留意し、適切に設定する。

- ① 共通区域を廃止することに配慮し、従前の共通区域等からの入学状況を踏まえて、それぞれの通学区ごとに適切に設定する。
- ② 交通事情や生活圏域に配慮するとともに、学校の選択幅が適切に確保されるよう設定する。
- ③ 特定の通学区への過度の集中が起こることのないよう配慮して設定する。

なお、各高等学校は所属する通学区に設定されたパーセント枠に従ってそれぞれ選抜することとする。また、志願者数を発表する際には、各学校の秘志願者数だけでなく、隣接学区からの志願者数を発表し、パーセント枠を超えた志願者がある学校を志願した隣接学区の志願者が、志願先変更できるよう配慮する必要がある。

3 現行と改善後の通学区域の比較

現行の通学区域における各通学区域ごとの選択可能な普通科高等学校数（分校は含まない。以下同じ。）と、村上学区と新発田学区、長岡学区と柏崎学区を合併した改善を行った後の、普通科高等学校数は、次の表のとおりである。

通 学 区 域	村上	新発田	新潟	津・西	静・東	長岡	柏崎	魚沼	上越	佐渡	合計
現在の学校数	4	6	11	8	5	6	3	10	9	5	67
合併後の学校数	10		11	8	5	9		10	9	5	67

隣接学区パーセント条項の効果を併せると、各通学区域ごとの選択できる学校数は、次の表のとおりとなる。

通 学 区 域	村上・新発田	新潟	津・西	静・東	長岡・柏崎	魚沼	上越	佐渡
選択できる学校数	26	39	33	34	41	28	33	34

4 おわりに

本検討委員会は、2年間にわたり、10回の検討委員会の他、意見聴取会や各種調査を行うなど、慎重かつ精力的に審議を重ね、改善策として、現行の10通学区域を8通学区域に改善すること及び隣接学区パーセント条項を導入することが適切であるという結論に至した。

なお、検討に際して、少数意見ではあったが、通学区域を縮小すべきとする意見や思い切って大きくすべきとする意見、新津・五泉学区と新潟学区の合併を行うべきとする意見や共通区域を残して隣接学区パーセント条項を導入すべきとする意見等もあった。

通学区域の問題は高等学校教育に関する種々の問題とも密接に関わっており、検討の過程で高等学校教育の改善について様々な意見が出されている。主なものをあげると次のとおりである。

- ・通学区域改善の要望の根底には、主として大学進学等、自己実現に関わって、保護者をはじめ県民の間に、現在の通学区域内の高等学校に対する強い不満があるという指摘もあり、ただ通学区域を改善するというだけにとどまらず、教師の指導力を向上させるとともに、教職員の熱意と不断の努力により、各高等学校が生徒や保護者の要望に応える努力が何よりも大切である。
- ・各高等学校が日頃の教育の改善・充実や教育内容の特色化など、魅力ある学校づくりに努め、いい意味での学校間の競い合いが行われる必要がある。
- ・入学者選抜に当たっては、推薦選抜などのように点数のみによらない多様な尺度を活用した選抜を一層推進し、生徒が自らの個性や適性、進路等に応じた学校選択ができるように努めるとともに、過度な受験競争の緩和を図り、ゆとりの中で生きる力を育むことが大切である。
- ・不本意入学や中途退学の問題等は解決しなければならない緊急の課題であり、全力で取り組む必要がある。

本報告を踏まえて通学区域を改善することと併せ、指摘されたこれらの点にも十分配慮して、本県高等学校教育を一層改善充実するよう、県教育委員会に要望する。また、直接教育に携わっている教職員一人一人にも、これらの指摘を踏まえ、生徒、保護者の希望に応える教育の実現に努めて欲しいと願うところである。

なお、本報告を踏まえた通学区域の改善実施後においても、生徒の入学状況や生徒、保護者の要望等を把握して、隣接学区パーセント枠の見直し等、通学区域の改善に努める必要があることを付記しておく。

